



県章

# 三重県公報

令和5年3月22日 (水)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	規 則		
15	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則	( 少 子 化 対 策 課 )	2
16	特定都市河川浸水被害対策法施行細則	( 河 川 課 )	3

規 則

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布します。

令和五年三月二十二日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十五号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第一条 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(保育所の職員に関する経過措置)</p> <p>2 第三十条に規定する保育士の数の算定については、<u>当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下この項において「看護師等」という。)を、一人に限って保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>3 11 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(保育所の職員に関する経過措置)</p> <p>2 <u>乳児四人以上を入所させる保育所に係る第三十条に</u>規定する保育士の数の算定については、<u>当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限って保育士とみなすことができる。</u></p> <p>3 11 (略)</p>

(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第二条 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十六年三重県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 10 (略)</p> <p>11 <u>第三条の表備考第一号に定める者については、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第三条の表備考第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>12 前項の場合において、当該看護師等は補助者として</p>	<p>附 則</p> <p>1 10 (略)</p>

<p>従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p>	
<p>13 附則第九項から前項までの規定により第三条の表備考第一号に定める者を小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同条の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。</p>	<p>11 前二項の規定により第三条の表備考第一号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同条の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。</p>

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

特定都市河川浸水被害対策法施行細則をここに公布します。

令和五年三月二十二日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十六号

特定都市河川浸水被害対策法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、特定都市河川浸水被害対策法施行令(平成十六年政令第六十八号)、特定都市河川浸水被害対策法施行規則(平成十六年国土交通省令第六十四号。以下「省令」という。)及び三重県特定都市河川浸水被害対策法施行条例(令和五年三重県条例第三号)に定めるもののほか、特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(計画説明書)

第二条 省令第十六条第二項に規定する計画説明書は、雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書(別記様式第一号)とする。

2 前項の雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書には、雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の工事工程表を添付しなければならない。

(雨水浸透阻害行為協議書の添付図書)

第三条 省令第十六条第一項に規定する雨水浸透阻害行為協議書には、省令第十八条第一項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

(雨水浸透阻害行為の許可の変更の申請等)

第四条 法第三十七条第二項に規定する申請書は、雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書(別記様式第二号)とする。

2 法第三十七条第三項の規定による届出は、別記様式第三号による雨水浸透阻害行為変更届出書を提出することにより行わなければならない。

3 法第三十七条第四項において準用する法第三十五条の協議は、雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書(別記様式第二号)を提出することにより行わなければならない。

4 第一項及び前項の雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書には、省令第十八条第一項各号に掲げる図書のうち法第三十一条第一項各号に掲げる事項の変更(法第三十七条第一項ただし書に該当するものを除く。)に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

5 省令第十八条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する図書について準用する。

(雨水浸透阻害行為に関する工事の着手の届出)

第五条 法第三十条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事に着手したときは、速やかに、その旨を記載した雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書(別記様式第四号)を提出することにより、知事に届け出なければならない。

(工程の終了の報告)

第六条 法第三十条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事が次に掲げる工程を含む場合において、当該工程に係る工事を終了するときは、その終了の日の三日前までに、その旨を知事に報告しなければならない。

- 一 地下構造を有する雨水貯留浸透施設の設置
- 二 前号に掲げるもののほか、あらかじめ知事が指定する工程  
(雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書の添付図書)

第七条 省令第二十六条第一項の雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 設置した雨水貯留浸透施設の位置及び形状を明らかにした図面(縮尺二千五百分の一以上のものに限る。)
- 二 雨水貯留浸透施設の構造詳細図(縮尺五百分の一以上のものに限る。)
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書  
(雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書の添付図書)

第八条 省令第二十六条第二項の雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類
  - 二 雨水浸透阻害行為に関する工事に着手していた場合にあつては、廃止時の当該土地の現況地形図(縮尺二千五百分の一以上のものに限る。)
- (検査済証の交付)

第九条 知事は、法第三十八条第二項の規定による検査の結果、当該雨水浸透阻害行為に関する工事が法第三十二条の政令で定める技術的基準に適合すると認めるときは、雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証(別記様式第五号)を法第三十条の許可を受けた者に交付するものとする。

(標識の様式)

第十条 次の各号に掲げる標識は、当該各号に定める様式によるものとする。

- 一 法第三十八条第三項に規定する標識 別記様式第六号
- 二 法第四十一条第三項に規定する標識 別記様式第七号
- 三 法第四十五条第一項に規定する標識 別記様式第八号
- 四 法第五十四条第一項に規定する標識 別記様式第九号
- 五 法第七十二条第三項に規定する標識 別記様式第十号

(身分証明書)

第十一条 法第四十二条第二項及び第七十四条第二項に規定する証明書は身分証明書(別記様式第十一号)とし、法第七十七条第五項において準用する法第七十四条第二項に規定する証明書は身分証明書(別記様式第十二号)とする。

(書類の提出部数)

第十二条 法(省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、正本一部及びその写し一部とする。

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 県土整備部の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則(令和四年三重県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第一条 次に掲げる法令の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第四十二条第一項及び第七十四条第一項並びに第七十七条第一項</p> <p>六〜八 (略)</p>	<p>第一条 次に掲げる法令の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五〜七 (略)</p>

別記様式第1号（第2条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書												
設計者 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住所	郵便番号		電話番号								
	氏名											
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称												
雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画の方針												
行為区域(対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。)内の土地の現況	宅 地	池 沼	水 路	ため池	道 路 (法面無)	道 路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)		
	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)		
	舗装された土地 (法面を除く。)	舗装された土地 (法面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山 地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野その他	合 計			
	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)			
行為区域(対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。)内の土地利用計画	宅 地	池 沼	水 路	ため池	道 路 (法面無)	道 路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)		
	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)		
	舗装された土地 (法面を除く。)	舗装された土地 (法面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山 地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野その他	合 計			
	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)			
対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画	行為前の流出係数				行為後の流出係数							
	行為前の流出雨水量				(m <sup>3</sup> /秒)				行為後の流出雨水量			
	雨水貯留浸透施設の計画				名 称		容量又は規模及び構造		管理者(帰属先)			
そ の 他												

注 1 その他の欄は、雨水浸透阻害行為に関する工事又は対策工事に伴い道路を設ける場合に、当該道路の名称、管理者（帰属先）等を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第2号（第4条関係）

雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書	
年 月 日	
三重県知事 様	
申請者（協議者） 住 所 氏 名 （法人にあつては、主たる事務所の） 所在地、名称及び代表者の氏名 電話番号	
特定都市河川浸水被害対策法 第37条第1項 の規定により、雨水 浸透阻害行為 の許可を受けた 事項の変更について 許可を申請 します。 について協議が成立した 協 議	
変 更 に 係 る 事 項	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称
2	雨水浸透阻害行為区域の面積 <span style="float: right;">(㎡)</span>
3	雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要
4	対策工事の計画の概要
変 更 の 理 由	
雨 水 浸 透 阻 害 行 為 の 許 可 番 号 <span style="float: right;">年 月 日 第 号</span>	
工 事 の 計 画 の 変 更 に 伴 い 変 更 す る 事 項	1 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日 <span style="float: right;">年 月 日</span>
2	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日 <span style="float: right;">年 月 日</span>
3	対策工事の着手予定年月日 <span style="float: right;">年 月 日</span>
4	対策工事の完了予定年月日 <span style="float: right;">年 月 日</span>
そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 番 号 <span style="float: right;">年 月 日 第 号</span>	
※ 変 更 の 許 可 に 付 し た 条 件	
※ 変 更 の 許 可 番 号 <span style="float: right;">年 月 日 第 号</span>	

- 注 1 変更に係る事項の欄及び工事の計画の変更に伴い変更する事項の欄は、変更をしようとする事項について、変更後のものを記載すること。
- 2 その他必要な事項の欄は、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。
- 3 ※印のある欄は、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第3号（第4条関係）

雨水浸透阻害行為変更届出書		
年 月 日		
三重県知事 様		
届出者 住 所 氏 名 （法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名） 電話番号		
特定都市河川浸水被害対策法第37条第3項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので、次のとおり届け出ます。		
雨水浸透阻害行為の許可の 許 可 番 号	年 月 日 第 号	
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称		
変更に係る事項	雨水浸透阻害行為に関する工事に 着手予定年月日	変更後 年 月 日
	変更前 年 月 日	
	雨水浸透阻害行為に関する工事に 完了予定年月日	変更後 年 月 日
	変更前 年 月 日	
	対策工事の 着手予定年月日	変更後 年 月 日
	変更前 年 月 日	
対策工事の 完了予定年月日	変更後 年 月 日	
変更前 年 月 日		
変 更 の 理 由		
そ の 他 必 要 な 事 項		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第4号（第5条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

年 月 日

三重県知事 様

届出者 住 所  
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

三重県特定都市河川浸水被害対策法施行細則第5条の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）について、次のとおり着手しましたので届け出ます。

雨水浸透阻害行為に関する工事の着手年月日	年 月 日
対策工事の着手（予定）年月日	年 月 日
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
工事施工者 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住 所
	氏 名
	連 絡 場 所 （電話番号）
	現場管理者の氏 名

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第5号（第9条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証

第 号  
年 月 日

様

三重県知事



次の雨水浸透阻害行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果、特定都市河川浸水被害対策法第32条の政令で定める技術的基準に適合していることを証明します。

許 可 番 号		
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称		
許可を受けた者 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住 所	
	氏 名	

別記様式第6号（第10条関係）

90センチメートル

雨水貯留浸透施設

三重県

施設の名称

検査済証番号

施設の容量又は規模及び構造の概要

三重県知事の許可を要する行為

施設の管理者及び連絡先

標識の設置者及び連絡先

70  
センチ  
メートル

この雨水貯留浸透施設は、特定都市河川浸水被害対策法第30条の許可に係る  
工事により設置されたものです。

注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難しい場合は「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は「縦8センチメートル、横15センチメートル」とする。

別記様式第7号（第10条関係）

特定都市河川浸水被害対策法による命令  
（雨水浸透阻害行為に関するもの）の公示

命令を受けた者の住所及び氏名  
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

特定都市河川浸水被害対策法第41条第1項の規定により、 年  
月 日付けで を命じた。

年 月 日

三重県知事 印

別記様式第8号（第10条関係）

90センチメートル		70 セ ン チ メ ー ト ル						
保 全 調 整 池 <span style="float: right;">三 重 県</span>								
<table border="1" style="width: 80%; margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">名称</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">指定番号</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">容量又は構造の概要</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">三重県知事への届出を要する行為</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">保全調整池の管理者及び連絡先</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">標識の設置者及び連絡先</td></tr> </table>			名称	指定番号	容量又は構造の概要	三重県知事への届出を要する行為	保全調整池の管理者及び連絡先	標識の設置者及び連絡先
名称								
指定番号								
容量又は構造の概要								
三重県知事への届出を要する行為								
保全調整池の管理者及び連絡先								
標識の設置者及び連絡先								
この保全調整池は、特定都市河川浸水被害対策法第44条第1項の規定により指定されたものです。								

注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難しい場合は「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は「縦8センチメートル、横15センチメートル」とする。

別記様式第9号（第10条関係）

90センチメートル		70 セ ン チ メ ー ト ル					
貯 留 機 能 保 全 区 域 <span style="float: right;">三 重 県</span>							
<table border="1" style="width: 80%; margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">名称</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">指定番号</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">位置</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">貯留機能保全区域の管理者及び連絡先</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">標識の設置者及び連絡先</td></tr> </table>			名称	指定番号	位置	貯留機能保全区域の管理者及び連絡先	標識の設置者及び連絡先
名称							
指定番号							
位置							
貯留機能保全区域の管理者及び連絡先							
標識の設置者及び連絡先							
この貯留機能保全区域は、特定都市河川浸水被害対策法第53条第1項の規定により指定されたものです。							

注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難しい場合は「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は「縦8センチメートル、横15センチメートル」とする。

別記様式第10号（第10条関係）

特定都市河川浸水被害対策法による命令  
（浸水被害防止区域に関するもの）の公示

命令を受けた者の住所及び氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

特定都市河川浸水被害対策法第73条第1項の規定により、 年

月 日付で を命じた。

年 月 日

三重県知事

印





---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---